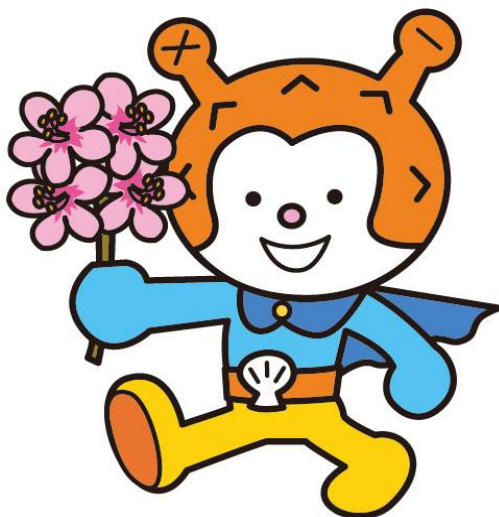


2022年度版

気仙沼市看護学生奨学金 貸付事業の手引き (奨学生用)



「気仙沼市看護学生奨学金貸付事業」は、将来、市内の認定医療介護施設等の看護師又は准看護師として業務に従事しようとする気仙沼市医師会附属准看護学校の学生を対象に、奨学金を貸与し、修学を容易にすることで、市内における看護人材の確保及び定着を図ることを目的とする事業です。

気仙沼市

■ お問い合わせ先

気仙沼市保健福祉部健康増進課

〒988-0066 気仙沼市東新城2丁目2番地1

電話：0226-21-1212

FAX：0226-21-1016

目 次

1	看護学生奨学金貸付について	1 ページ
	(1) 貸付対象者	1 ページ
	(2) 貸付金額	1 ページ
	(3) 貸付期間	1 ページ
	(4) 奨学金の交付	1 ページ
	(5) 奨学金の貸付けの休止	1 ページ
	(6) 奨学金の貸付けの停止	2 ページ
	(7) 奨学金の償還	2 ページ
	(8) 償還の猶予	2 ページ
	(9) 償還の免除	3 ページ
2	看護学生奨学金の手続きについて	4 ページ
	(1) 貸付けの申請	4 ページ
	(2) 貸付けの決定	4 ページ
	(3) 奨学金の請求等	4 ページ
	(4) 各種届出	4 ページ
3	認定介護施設等について	6 ページ
	(1) 認定医療介護施設等	6 ページ
	(2) 事業者の認定	6 ページ
付 録	〈様式〉	7 ページ

本手引きの用語

- **医療介護施設等**……気仙沼市の区域内に存する医療法に規定する病院，診療所及びその他法令の規定により看護師の配置が必要とされる施設。

(例)

- ア 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院（気仙沼市立病院及び気仙沼市立本吉病院を除く。）
- イ 医療法第1条の5第2項に規定する診療所
- ウ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設
- エ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4に規定する養護老人ホーム，同法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム又は同法第20条の7の2に規定する老人介護支援センター
- オ 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第1項に規定する居宅サービス事業（同条第12項に規定する福祉用具貸与及び同条第13項に規定する特定福祉用具販売を行う事業を除く。），同条第14項に規定する地域密着型サービス事業，同法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス事業（同条第10項に規定する介護予防福祉用具貸与及び同条第11項に規定する特定介護予防福祉用具販売を行う事業を除く。），同条第12項に規定する地域密着型介護予防サービス事業又は同法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業を行う事業所
- カ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設
- キ その他法令の規定により看護師等の配置が必要とされる施設

- **養成施設等**……保健師助産師看護師法第19条から第21条までの規定により文部科学大臣若しくは都道府県知事が指定した保健師，助産師又は看護師を養成する学校若しくは養成所又は学校教育法第97条に規定する大学院（看護学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものに限る。）をいう。

(注意) 本手引きは，事業の概要等を取りまとめたものであり，詳しくは，下記の条例等を御確認願います。

- ① 気仙沼市看護学生奨学金貸付条例
- ② 気仙沼市看護学生奨学金貸付条例施行規則

1 看護学生奨学金貸付について

(1) 貸付対象者

気仙沼市医師会附属准看護学校（以下「学校」という。）に入学を許可された者又は在学する者であって、「認定医療介護施設等^{※1}」に看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）として勤務^{※2}する意思を有する方です。

※1 「認定医療介護施設等」…市長の認定を受けた事業者が経営する医療介護施設等をいう。
→ 6ページ3（1）参照

※2 「勤務」…期間の定めのない労働契約による勤務に限るもの。

(2) 貸付金額

奨学金の貸付金額は、月額 50,000 円（無利息）です。

(3) 貸付期間

奨学金の貸付期間は、2年間で限度となります。ただし、市長が特に必要と認めるときは、貸付期間を延長することができます。

(4) 奨学金の交付

奨学金の交付は、4月から9月までの分を第1期分、10月から翌年3月までの分を第2期分とし、当該期分を一括して交付します。ただし、市長が特に必要と認める場合は、当該年度分を一括して交付することができます。

(5) 奨学金の貸付けの休止

奨学金の貸付けを受けている者が次のいずれかに該当することとなったときは、その事実が生じた日の属する月の翌月分からその事実が消滅した日の属する月の分まで、奨学金の貸付けを休止します。

- ①学校を休学したとき。
- ②学校において停学の懲戒処分を受けたとき。

(6) 奨学金の貸付けの停止

奨学金の貸付けを受けている者が次のいずれかに該当することとなったときは、その事実が生じた日の属する月の分から奨学金の貸付けを停止します。

- ①死亡したとき。
- ②学校を退学したとき。
- ③奨学金の貸付けを受けることを辞退したとき。
- ④心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなると認められるとき。
- ⑤その他、奨学金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

(7) 奨学金の償還

奨学金は、学校を卒業した日の属する月の翌月の初日から起算して奨学金の貸付けを受けた期間に相当する期間内に、半年賦又は年賦の均等償還の方法により償還していただきます。

また、奨学金の貸付けが停止されたときにも、同様に償還していただきます。

(8) 償還の猶予

奨学金の貸付けを受けた者が次のいずれかに該当するときは、その事実が継続する期間、貸付けを受けた奨学金の償還及び延滞利息の支払(以下「奨学金の償還等」

という。)の全部又は一部を猶予します。

- ①奨学金の貸付けを停止された後も引き続き学校に在籍するとき。
- ②学校を卒業後、認定医療介護施設等の看護師等の業務に従事しているとき。
- ③学校を卒業後、認定医療介護施設等の看護師等の業務に従事するため、受験準備をしているとき。
- ④学校を卒業後、更に養成施設に在学しているとき。
- ⑤心身の故障、災害その他やむを得ない事由により奨学金の償還等が困難であると認められるとき。

(9) 償還の免除

奨学金の貸付けを受けた者が学校を卒業後3年以内(学校を卒業後更に養成施設に入学した方にあつては、当該養成施設を修業又は卒業後3年以内)に認定医療介護施設等の看護師等の業務に従事し、かつ、次のいずれかに該当するときは、奨学金の償還等の全部を免除します。

- ①認定医療介護施設等の看護師等の業務に従事した期間が奨学金の貸付けを受けた期間の2倍に相当する期間に達したとき。(当該業務従事期間中に休職又は停職(以下「休職等」という。)の期間があるときは、休職等の期間の開始の日の属する月から休職等の期間の終了の日の属する月までの月数は、業務従事期間に含めない。)
- ②当該業務従事期間に業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障により業務の継続が困難になったとき。

上記のほか、奨学金の貸付けを受けた者が死亡、心身の故障その他やむを得ない事由により奨学金の償還等が困難となったときは、その全部又は一部を免除します。

2 看護学生奨学金の手続きについて

(1) 貸付けの申請

奨学金の貸付けを希望される方は、毎年4月末日までに看護学生奨学金貸付申請書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添付し、市長に申請願います。

- ①申請を行う方（以下「申請者」という。）の履歴書（顔写真が添付されているものに限る。）。
- ②申請者の住民票の写し。
- ③学校の入学許可証明書又は在学証明書。
- ④保証人^{※3}による保証書（様式第7号）。
- ⑤その他市長が必要と認める書類。

※3「保証人」…2人を立てなければならない。申請者が未成年であるときは、1人は原則として当該申請者の法定代理人とする。

保証人は、奨学金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

(2) 貸付けの決定

気仙沼市看護学生貸付対象者選考会議において、奨学金の貸付けの可否及び必要な事項を審査します。

市長は、貸付の可否を決定した上で、その結果を申請者に通知します。

(3) 奨学金の請求等

奨学金の貸付ける旨の決定を受けた方には、当該決定の通知を受けた日から30日以内に、看護学生奨学金交付請求書（様式第11号）及び誓約書（様式第12号）を市長に提出願います。

(4) 各種届け出

奨学金の貸付けを受けている者又は受けた者は、次のいずれかに該当することとなったときは、それぞれの届け出を市長にしなければなりません。

保証人の死亡その他の事由により保証人を変更しようとするとき	保証人変更願（様式第8号）
奨学金の貸付けを辞退するとき	看護学生奨学金貸付辞退届（様式第14号）
奨学金の交付が満了したとき、又は奨学金の貸付けが停止されたとき	看護学生奨学金借用証書（様式第15号） 看護学生奨学金償還計画書（様式第16号）
奨学金の償還の猶予を受けようとするとき	看護学生奨学金償還猶予申請書（様式第17号）
奨学金の償還の免除を受けようとするとき	看護学生奨学金償還免除申請書（様式第19号）

3 認定医療介護施設等について

(1) 認定医療介護施設等

市長の認定を受けた事業者が経営する医療介護施設等をいいます。

学校に入学を許可された者又は在学する者であって、認定介護施設等で看護師等として勤務（期間の定めのない労働契約による勤務に限る。）する意思を有するものに対し、予算の範囲内で、奨学金を貸し付けます。

※認定医療介護施設等一覧 → 別紙参照

(2) 事業者の認定

事業者は、次の全ての要件を満たすことについて、申請により、市長の認定を受けることができます。

- ①奨学金の貸付けを受けた者を看護師等として勤務させる医療介護施設等を有すること。
- ②本市に対して、協力金^{※4}を納付する予定であること。
- ③市税の滞納がないこと。

※4 「協力金」…認定医療介護施設等に採用した気仙沼市看護学生奨学金の貸付けを受けた者が、気仙沼市看護学生奨学金貸付条例第 13 条第 1 項の規定により償還の免除となったときに納付する気仙沼市看護学生奨学金の費用に充てることを指定した寄附金で、当該免除額の3分の1以上に相当する額のことをいう。

※償還の免除 → 3ページ1 (9) ①及び②参照

付録 〈様式〉

1 看護学生奨学金貸付申請書（様式第 6 号）	8 ページ
2 保証書（様式第 7 号）	9 ページ
3 保証人変更願（様式第 8 号）	10 ページ
4 看護学生奨学金交付請求書（様式第 11 号）	11 ページ
5 誓約書（様式第 12 号）	12 ページ
6 看護学生奨学金貸付辞退届（様式第 14 号）	13 ページ
7 看護学生奨学金借用証書（様式第 15 号）	14 ページ
8 看護学生奨学金償還計画書（様式第 16 号）	15 ページ
9 看護学生奨学金償還猶予申請書（様式第 17 号）	16 ページ
10 看護学生奨学金償還免除申請書（様式第 19 号）	17 ページ

様式第6号（第6条関係）

看護学生奨学金貸付申請書

年 月 日

気仙沼市長 宛

申請者 氏 名 ㊟

法定代理人（親権者等。申請者が未成年の場合のみ）

住 所

氏 名 ㊟

申請者との続柄 （ ）

看護学生奨学金の貸付けを受けたいので、気仙沼市看護学生奨学金貸付条例第6条の規定により申請します。

申 請 者	生 年 月 日	年 月 日（満 歳）	性別	男・女
	現 住 所	〒 — 電話（ ） —		
	帰省先住所	〒 — 電話（ ） —		
学 校	校 名			
	課 程	課程	学年	年
	所 在 地	〒 — 電話（ ） —		
	入 学 年 月	年	月	
	卒 業 年 月	年	月	見込み
貸 付 申 請 期 間	年 月 から 年 月 まで（ 月 ）			
貸 付 申 請 額	月額	円 ×	月 =	円
他の奨学金等の貸付けの有無	有（奨学金等名 年額 円） 無			
備 考				

添付資料

- (1) 履歴書（顔写真付き）
- (2) 申請者の住民票の写し（記載事項省略のないもの）
- (3) 気仙沼市医師会附属准看護学校の入学許可証明書又は在学証明書
- (4) その他市長が必要と認める書類

様式第7号（第6条関係）

保 証 書

申請者 氏 名 ㊟

上記の者について、看護学生奨学金の貸付けを受けることとなった場合は、私の責任において、気仙沼市看護学生奨学金貸付条例及び気仙沼市看護学生奨学金貸付条例施行規則の規定により、身元を引き受けます。

また、万一、上記の者に奨学金の償還の義務が生じた場合には、その債務を連帯して負担します。

年 月 日

気仙沼市長 宛

保証人 住 所 〒 ー

氏 名 ㊟
生年月日 年 月 日（ 歳）
電話番号（ ） ー
続 柄
職 業

保証人 住 所 〒 ー

氏 名 ㊟
生年月日 年 月 日（ 歳）
電話番号（ ） ー
続 柄
職 業

備考

- 1 申請者が未成年であるときは、保証人のうち1人は、申請者の法定代理人でなければならない。
- 2 保証人の印は、印鑑証明書に登録されている印を押印すること。

添付書類

- (1) 保証人の印鑑証明書
- (2) 保証人の収入を証する書類（所得証明書）

様式第8号（第7条関係）

保証人変更願

年 月 日

気仙沼市長 宛

住所

氏名

㊟

次のとおり保証人の変更を承認してください。

承認された場合は、新保証人は、本人と連帯して看護学生奨学金の償還の債務を負担します。

新	氏名	㊟
	生年月日	年 月 日生
	本籍	
	住所	〒 - 電話 () -
	続柄	
	職業	
	年収	円
旧	氏名	
	住所	〒 - 電話 () -
変更の理由		
変更年月日		年 月 日

添付書類

- (1) 新保証人の印鑑証明書
- (2) 新保証人の収入を証する書類（所得証明書）

様式第11号（第12条関係）

看護学生奨学金交付請求書

年 月 日

気仙沼市長 宛

借受者 住 所
氏 名 ⑩

年 月 日付けで看護学生奨学金の貸付承認の決定を受けたので、気仙沼市看護学生奨学金貸付条例施行規則第12条第1項の規定により、奨学金の交付を請求します。

記

1 請求額等

貸付決定番号	第 号	
交付請求額	月額	円
	期間	年 月 ~ 年 月 (月分)
	合計	円

2 振込先口座

フリガナ			
口座名義			
金融機関名	銀行・金庫 農協・組合	本店・支店 支所・出張所	
預金種別	普通・当座	口座番号	
ゆうちょ 銀行	記号	通帳番号	

3 添付書類

振込先口座の預金通帳等口座番号の分かるものの写し

様式第 12 号（第 12 条関係）

誓 約 書

年 月 日

気仙沼市長 宛

借受者 住所
氏名 ⑩

保証人 住所
氏名 ⑩

保証人 住所
氏名 ⑩

私は、看護学生奨学金の貸付けを受けるに当たり、気仙沼市看護学生奨学金貸付条例及び気仙沼市看護学生奨学金貸付条例施行規則の規定を遵守するとともに、気仙沼市医師会附属准看護学校又は養成施設を修学し、又は卒業し、看護師等の免許を取得した後は、認定医療介護施設等の看護師等の業務に従事し、看護師等として定められた期間勤務すること誓います。

また、気仙沼市看護学生奨学金貸付条例及び気仙沼市看護学生奨学金貸付条例施行規則の規定により、奨学金の償還の義務が生じた場合は、確実に償還することを保証人と連署の上、誓約します。

備考 保証人の印は、印鑑印鑑証明書に登録されている印を押印すること。

様式第14号（第15条関係）

看護学生奨学金貸付辞退届

年 月 日

気仙沼市長 宛

借受者 住 所
氏 名

Ⓔ

奨学金の貸付けを受けることを辞退します。

貸付決定番号	第 号
貸付辞退日	年 月 末日
辞 退 理 由	

様式第15号（第16条関係）

看護学生奨学金借用証書

年 月 日

気仙沼市長 宛

借受者 住 所
氏 名

印

奨学金を下記のとおり借用しました。

記

貸付決定番号	第 号
借用金額	円（無利息）
借用期間	年 月 ～ 年 月（ 月分）
卒業した学校名	（名称） （所在地） 〒 ー

様式第16号（第16条関係）

看護学生奨学金償還計画書

年 月 日

気仙沼市長 宛

借受者 住所
氏名 ⑩

保証人 住所
氏名 ⑩

保証人 住所
氏名 ⑩

貸付けを受けた奨学金について、下記のとおり償還します。

記

貸付決定番号	第 号	
償還総額	円	
償還方法	償還期日	償還額
半年賦	毎年 月 日, 月 日	円
年賦	毎年 月 日	円
一括		円
提出理由	卒業・貸付停止（退学・辞退・その他） 具体的な理由	
理由発生年月日	年 月 日	

(注) 償還方法は、半年賦、年賦、一括の中から一つを選ぶこと。

様式第17号（第18条関係）

看護学生奨学金償還猶予申請書

年 月 日

気仙沼市長 宛

借受者 住 所
氏 名

印

次のとおり奨学金の償還を猶予されたいので申請します。

貸付決定番号	第 号
借 用 金 額	円
既に償還した額	円
既に償還免除を 受けた額	円
償還猶予申請額	円
希 望 す る 償 還 猶 予 期 間	年 月から 年 月まで（ 月間）
申 請 理 由	
理由発生年月日	年 月 日
添 付 書 類	

様式第19号（第19条関係）

看護学生奨学金償還免除申請書

年 月 日

気仙沼市長 宛

借受者 住 所
氏 名

印

次のとおり奨学金の償還を免除されたいので申請します。

貸付決定番号	第 号
借 用 金 額	円
償 還 済 額	円
償 還 未 済 額	円
償還免除された額	円
償還免除申請額	円
貸 付 期 間	年 月から 年 月まで（ 月間）
申 請 理 由	
添 付 書 類	